

ブロック塀等の撤去・改修に対する助成金を交付します。

地震等によるブロック塀等の倒壊事故防止および避難路の確保を目的に、ブロック塀等を撤去又は改修する者に対し、予算の範囲内で助成金を交付します。

■募集開始 / 令和8年4月7日(火)から予算額に達するまで、先着順で受付します。

1. 助成金の額

| | |
|------|--|
| 撤去工事 | 地中埋設部分及び基礎を除くブロック塀等の撤去に要する経費(撤去したブロック塀等の処分に要する経費を含む。)と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり8,000円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、100,000円を限度とする。 |
| 改修工事 | フェンス等の設置に要する費用とフェンス等の延長に1メートル当たり8,000円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の2分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)と撤去工事の助成金の額を足した額とし、100,000円を限度とする。 |

2. 募集件数

予算額100万円で助成額の上限が10万円のため、10件以上(予算の範囲内)

※件数は、それぞれの工事費により異なります。

3. 対象者 ※すべての要件を満たすこと。

1 助成金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) ブロック塀等が定着する土地の所有者又はその世帯構成員
- (2) ブロック塀等が附属する建物の所有者又はその世帯構成員
- (3) ブロック塀等の所有又は管理をする者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は助成金の交付対象外とする。

- (1) 本人及び同一世帯に属する者が市税を滞納している場合
- (2) 本人及び同一世帯に属する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員である場合
- (3) この要綱に基づき、既に同一の敷地に対し助成金の交付を受けている場合

4. 対象工事 ※すべての要件を満たすこと。

- (1) 市内に在し、同一の敷地において、道路等に面しているブロック塀等を全て撤去する工事であること。
- (2) 撤去工事は道路等からの高さが60センチメートルを超えるブロック塀等を撤去すること又は40センチメートル以下の高さにする工事であること。
- (3) 改修工事は、ブロック塀等を撤去後、その一部又は全部にフェンス等を設置する工事であること。
- (4) 撤去後他の塀に転換するときは、金属製フェンス等安全なものにすること。
- (5) 交付決定後に着手する工事であること。
- (6) 市内業者が撤去工事又は改修工事を施工すること。

5. 対象とならない工事

- (1) 着工中及び完成した工事
- (2) 隣地との境界またはその付近のブロック塀等の撤去
- (3) 既に同一の敷地に対し助成金の交付を受けている場合

6. 申込方法

「助成金交付申請書」へ必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて、下記までお申し込みください。

志摩市 建設部 営繕課(3階16番窓口) (※郵送不可)

7. 留意事項

事業の詳細は、「志摩市ブロック塀等撤去・改修事業助成金交付要綱」をご覧ください。

8. 申込・問い合わせ先

志摩市 建設部 営繕課 [TEL:44-0306](tel:44-0306) FAX:44-5262 メールアドレス:eizen@city.shima.lg.jp